

養護教諭	教務	年次主任	担任
原本保管			

令和 年 月 日

茨城県立鉢田第二高等学校長 殿

## 治ゆ報告書 (保護者記入)

生徒氏名 \_\_\_\_\_ ( 年 組 )

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

以下のとおり医師の診断（指示）を受けましたので報告いたします。

病名 \_\_\_\_\_

発症日 令和 年 月 日

登校可能日 令和 年 月 日

医療機関所在地 \_\_\_\_\_ 市・町

医療機関名 \_\_\_\_\_ 病院・医院・診療所・クリニック

※治ゆ報告書の提出にあたっては、受診の証明となる診療費明細書等のコピーを裏面に添付してください。（必要に応じて診断書の提出を求める場合もあります。）

**注意**インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで」となっています。治療薬により、発症から 1 日～2 日で解熱することもあるようですが、出席停止期間中は自宅での療養をお願いいたします。

## 出席停止について

学校における感染症の拡大を防止するために下記のような「出席停止期間」が決められています。

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）（H7N9）、指定感染症、新感染症		治ゆするまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
第 2 種	新型コロナウィルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱したあと3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで	
第 3 種	咽頭結膜熱	主要症状が消退したあと2日を経過するまで	
	結核	病状により、学校医その他の医師が他への感染のおそれがないと認めるまで	
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <b>その他の感染症</b> （溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症：ノロウイルスなど）		病状により、学校医その他の医師が他への感染のおそれがないと認めるまで	

※「第3種 その他の感染症」は、通常は学校感染症に指定しないが、流行の状況などによっては出席停止等の流行阻止の措置が必要となるもの。

## 出席停止から登校までの流れ

①医療機関を受診し、学校感染症（上記参照）と診断される。

\*治ゆしたことが判断できる健康状態等について医師の指導を受けてください。



②学校（担任）へ連絡する。（0291-33-2171）

③完全に治ゆするまでゆっくり療養する。

④学校所定の「治ゆ報告書」に保護者が必要事項を記入する。

⑤「治ゆ報告書」を持って登校し、担任へ提出する。（診療費明細書等のコピーを添付）